

福祉施策に係る宮城県への提言に対する回答

1 障害者自立支援法について

(1) 新障害程度区分認定

- ① 厚生労働省に対して、障害程度認定区分判定基準については、知的障害・精神障害の特性が十分に反映される内容の再検討(検証事業)が必要であることを意見・提案願いたい。
- ② 宮城県としても、実態を把握し、平成18年10月以降の県単事業の整理等に反映させ、制度の不備を補う補完的事業は継続していただきたい。

(回 答)

県では、国に対し、政府要望等の様々な機会を捉えて、障害程度区分認定の判定システムについて、障害福祉サービスの必要度が的確に反映されるよう、現行システムの十分な検証を行うとともに、必要に応じて、より信頼性の高いシステムの開発・改善に取り組むように働きかけを行ってきたが、今後も、国の対応状況を見ながら提案・要望内容を検討していきたい。

なお、障害程度に応じたサービス提供など、障害福祉制度が大きく変化した。こうした変化を踏まえ、県単事業については適切に見直していくよう考えている。

(2) 日帰り短期入所事業の個別給付事業化

- ① 国が示している市町村事業のみの選択肢では不十分であり、日帰り短期入所が継続されるよう、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の「宿泊を伴わない指定短期入所を行った場合」の規定を削除しない、又はサービス量が整備されるまでの経過措置期間を設ける等、国の方針転換が必要である旨、意見・提案願いたい。
- ② 宮城県としては、厚生労働省へ意見・提案する以外、県単事業の障害児者レスパイトサービス支援事業等の継続、及び対象拡大により、日帰り短期入所事業のサービス水準の低下を防止するため、実態に応じた補完的な事業を実施していただきたい。

(回 答)

「日帰り短期入所事業」については、平成18年10月以降、市町村の地域生活支援事業である日中一時支援事業として実施することとなっている。従来の個別給付として実施される場合と比べて、地域の特性や利用者の状況に対して柔軟に対応可能となったが、その一方で、実施財源の確保が課題であると認識している。

地域生活支援事業については、障害者の地域生活を支援するために必要不可欠な事業であるため、県として、その実施財源の拡充等について国に要望している。今後は、国からの義務的な負担金により実施財源が確保されるように、個別給付事業化についても国に要望していく。

(3) 共同生活援助・共同生活介護の報酬水準

- ① 国に対して、早急に実態調査し、平成19年度報酬に反映するよう意見・提案願いたい。
- ② 平成18年8月末、国より示された激変緩和策については、根本的な解決には至らないため、実態に応じた基本単位の再算定作業が必要である。その場合、共同生活住居1箇所・定員4人という小規模事業所においても、重度者等の夜間支援が可能な算定とする必要がある。
- ③ 宮城県としても、重介護型グループホーム支援事業の継続、及び医療的ケア対応型の基準緩和等、法の理念の実現化、及び障害福祉計画に基づいた適切なサービス量の供給を図るための手段を講じる必要がある。万が一上記事業が継続されない場合、運営に支障をきたす事業所が発生する見込みが高く、「みやぎ保健医療福祉プラン」の理念・施策展開とは反した実態が法施行と同時に表面化する状況を防止していただきたい。

(回 答)

共同生活援助・共同生活介護の報酬水準について、利用者に良質なサービスを提供できる水準を確保するように、機会あるごとに国に要望していく。

また、県単独事業として実施している重介護型グループホーム支援事業は、県として国に制度化を要望

してきたところであるが、障害者自立支援法の施行により、ケアホームとして国で制度化されたため、平成18年度末で廃止することとしている。

(4) 小規模作業所の新事業体系移行

- ① 厚生労働省に対して、省令の一部改正、又は基準緩和に係る取り扱い通知を出すよう、意見・提案願いたい。また、身近な地域でのサービス利用という原則を実現するため、都道府県知事・市町村長が必要と認めた場合については、国で示した基準に満たない場合でも、国庫等の充当が可能な制度設計としていただきたい。
- ② 宮城県としても、小規模作業所の法定施設化誘導のため、設置市町村等への働きかけ、及び小規模作業所のみを対象とした制度説明会の開催等、積極的に実施願いたい。また、広域的な調整が必要な場合、県保健福祉事務所による調整、及び連絡協議会機能の設置等、地域に密着したサービスが展開できるよう後方支援していただきたい。

(回 答)

- ① 小規模作業所の新事業体系への円滑な移行は重要であると認識しているが、事業としての安定性・継続性を確保の上、サービスの質を担保し、効率的な提供が可能となるように定員の最低基準が設定されている。

個別給付対象事業の最低定員10人以上等については、地域の状況によって将来的にも利用者の確保の見込みがないなどの例外的な取扱いであることから、御要望の趣旨については、今後の推移を見極めながら検討していく。

- ② 県では、小規模作業所の地域活動支援センター等への移行促進については、市町村障害福祉担当課長会議等の開催や実施の通知文書により市町村に対して働きかけを行っている。また、広域的な調整が必要な場合には、市町村等の地域自立支援協議会の場が役割を担っていくことになるので、県としては専門的・広域的な観点からの助言指導等を実施していく。

また、今般、障害者自立支援対策臨時特例交付金において、新たなサービスに直ちに移行が困難な小規模作業所に対する経過的な支援として、従来行われていた福祉団体を通じての補助制度と同水準（定額110万円）の補助の実施や移行のためのコンサルタントや専門家の派遣などの特別対策事業を実施することになった。これらの特別対策事業を通じて、小規模作業所が新たなサービスに円滑に移行できるように支援していく。

(5) 障害者自立支援法における精神障害者の支援

- ① 長期入院者等精神障害者が地域において地域生活を推進していくため、中間施設の位置づけとして生活訓練機能が確保されるよう県として後方支援願いたい。
- ② 精神障害者のサービスの絶対量が少ない当県においてはサービスが維持・拡大されるよう市町村に対し指導願いたい。

(回 答)

- ① ご提案の中間的役割機能については、今後、検討していきたい。
- ② 障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月からは、市町村が責任をもって一元的にサービスを提供することになり、必要なサービスが確保されるよう、市町村に対し、必要な助言・指導を行っていききたい。

(6) 障害者自立支援法に関する利用者及び事業者への情報提供の強化

- ① 障害者自立支援法に関する情報について事業所をはじめ、利用者が情報を活用しやすいようにホームページ上での情報提供を工夫していただき、また障害の特性に応じた法律・事業のわかりやすい説明を行っていただきたい。
- ② 制度・施策等について、問い合わせのあった内容について、県独自のQ&Aを作成するなど、他の事業者に対しても共通の情報提供を行い、事業者が情報収集しやすい環境を整え、すばやく的確な情報提供を願いたい。
- ③ 障害者自立支援法等の新制度に関する情報提供について、市町村への説明会を行うだけではなく、特

に事業者を対象に、事業単位に細分化した省令、通知等の詳細な内容説明を行なっていただきたい。

(回 答)

県としても、利用者や事業者に対し、迅速で的確な情報提供を行う必要があるものと考えている。今後、ホームページの掲載内容等の検討を始め、利用者や事業者に対し、適切な情報提供を行うよう努めていきたい。

事業者への新制度の説明会は、今までも随時行ってきたところであるが、今後、説明内容等について検討を行うなど、より適切なものにしていきたい。

2 地域密着型サービス 小規模多機能型居宅介護サービスのあり方

- ① 厚生労働省に対し、事業所要件について一般の民家・小規模な空家改修利用等でも事業実施可能となり、サービスの質が確保され、かつ経営できるよう、介護報酬単価の引き上げ等の基準の見直しを意見・提案願いたい。
- ② 小規模多機能型居宅介護サービスは「生活圏域の中でのケア」「ロングレンジケア」「一人一人にあったケア」「その時々状況にあった小回りの良さ」等従来の介護保険サービスにない様々なサービス・対象者となり、それに応える職員の確保、人材の育成に努めていただきたい。

(回 答)

- ① 小規模多機能型居宅介護事業参入者や今後の経営状況を踏まえ、現状の設備基準及び介護報酬単価の引き上げ等基準の見直しの必要性について検討を行うこととしている。
- ② 市町村の地域密着型サービス検討委員等研修や小規模多機能型サービス普及促進会議による既存宅老所等の転換促進などについて支援を行うほか、小規模多機能型居宅介護実践者（認知症介護）、サービス事業者・管理者（認知症対応型）、サービス等計画作成担当者等に対する研修内容の充実を図ること、質の高い人材の育成に努めていくこととしている。

3 子育て支援の強化

- ① 地域の子育ての拠点としてさらに拡大が期待される地域子育て支援センター事業については、今後保健福祉圏域での市町村間の連携、情報の共有を図りネットワーク化が図れるよう体制整備願いたい。
- ② 働く親等の支援「ファミリーサポートセンター事業」については県計画で21年までに県全域で8ヶ所に増設となっているが、地域に密着したより使いやすいサービスとなるよう（各市町村毎1ヶ所）増設を計画願いたい。
- ③ 専門性の高い相談支援に関わる支援者等子育ての分野別（保育関係者・ボランティア関係者等）研修機会の充実を図られたい。

(回 答)

地域子育て支援センターは、地域の子育て家庭に対する重要な役割を担っている。県としては、未設置市町村の解消を図るとともに、地域の子育て家庭のニーズに対応した事業が実施され、機能の充実が図られるよう指導していく。

センターを設置する市町村への支援としては、厚生労働省が行う次世代育成支援対策交付金及び県が行う運営費補助金（設置から3年間、運営経費の4分の1を補助）の交付のほか、担当者会議等の開催による運営支援を行って。未設置市町村に対しては今後とも普及啓発を行い、センターの設置促進を図っていく。

4 発達障害児者への包括的支援

- ① 発達障害児者支援ガイドラインの策定、及び中央の動きと連動した、以下のような具体的な支援活動を実施願いたい。
- ② 「特別支援教育」の推進により、教員教育・学校環境整備の長期・短期計画を立案・具体的実行を行っていただきたい。
- ③ 宮城県の推進する「共に学ぶ教育」の基本方針の中で、発達障害児がどのような配慮・特別な支援が必要なのか明確にし、「特別が当たり前」に提供される学校生活を実現していただきたい。
- ④ 発達障害の早期発見・介入（発達支援＝療育）については、保育・教育・医療・行政（保健師）が連携し、

県子ども総合センター・自閉症支援センターえくぼの活用を図る。また、宮城県医師会にも強く働きかけ、早期の診断・告知体制を確立し、宮城大学での教育課程に発達障害児者の支援者育成の科目を取り入れ、専門的知識と技術を習得した人材確保を目指す。

- ⑤ 家族のメンタルヘルスをサポートするために、家族旅行へのヘルパー同行・リラクゼーションセラピー等に公的資金を投入願いたい。
- ⑥ 支援体制については、専門家と家族・事業者とが互いに連携・補完しあう必要があることから、コーディネート機能を充実させ、互いがネットワークとして繋がり合う関係性・環境（発達相談支援センター設置等）・情報の一元管理機能を整備願いたい。
- ⑦ 発達障害児者の障害特性を十分に理解し、コーディネート能力のある人材育成を行う。また、設置予定の「発達障害者支援センター」には、専門家を積極的に登用し、学生教育のOJT機関としての役割も担えるよう整備願いたい。
- ⑧ 発達障害の特性に応じた個々の障害特性に応じた職業的スキル・ソーシャルスキルの習得、及び再チャレンジが可能な「発達障害専門校」を開校し、教育システムを構築願いたい。また、発達障害者への余暇支援についても、障害ごとのグループで支援する体制が必要であると考えられる。

(回 答)

発達障害者支援センターがその機能を十分に発揮できるよう、関係機関等との連携のあり方を含め、発達障害児者への支援の取組を総合的に検討していきたい。

5 福祉人材の確保・定着

- ① 県は、地域住民の福祉ニーズに対応できる質の高い人材が求められている現状を鑑み、福祉現場の現状調査及び分析を行い、不安的な雇用状況の改善を行なっていただきたい。
- ② 県は、福祉を取り巻く環境が大きく変化している状況を鑑み、早急に「人材確保指針」を見直して、事業経営者への支援策や従事者の質の向上策などを含めた総合的な人材確保対策を講じるよう、国に意見・提案願いたい。

(回 答)

介護サービスの質を確保するために、安定的かつ優良な人材の確保が必要不可欠であることから、現場の実態を把握の上で、人材確保指針の見直しを含めて、国として実効性のある人材確保策を講じるよう、国に要望しているところである。

6 自殺防止対策

- ① 自殺予防に関する知識の普及・啓発等、関係機関との協働による積極的な取り組みを行う。
- ② 自殺予防対策の主管課を明確にし、担当課が中心となり関係機関との調整、ネットワーク化を図っていただきたい。また、宮城県の地域性等を考慮した、独自の実態調査・研究を行い、具体的なデータに基づき検証し、自殺防止対策を実施願いたい。
- ③ 民間団体の活動が円滑に実施できるよう、県・市町村広報掲載の調整を行っていただきたい。また、研修会場・遺族の回復ケア等の活動場所として、県立施設の会議室・空きスペース等を提供願いたい。
- ④ 精神保健という概念内、及び概念外での、相談窓口の選択肢(行政・民間)を拡充願いたい。
- ⑤ 地域の拠点となる地域包括支援センターや市町村社協等も巻き込んだ、地域での住民参加型の予防・支援体制を強化願いたい。また、仙台市にて実施している高齢者のうつ対策等の事例を参考に、モデル地区を設定しての取り組みも初期段階として必要と考えられる。
- ⑥ ストレス社会・リストラ等により社会不安が広まることが想定される。その場合、職場のメンタルヘルスについて、小規模な事業所においては単独実施が困難なため、行政・関係機関が研修企画・講師派遣調整等の事務を担い、一括して実施し効率的に行っていただきたい。

(回 答)

本県においては、従来から、自殺予防に関連して、精神保健福祉センターや各保健福祉事務所で、精神保健指定医等による心の健康相談を実施しており、また、平成17年度からは精神保健福祉センターにおいて、医療関係者、学識経験者、関係民間団体、行政機関等で構成される自殺予防対策ネットワーク会議を開催するとともに、意識調査、普及啓発、遺族ケア等の自殺予防対策事業に取り組んでいる。

今後も、自殺対策基本法の施行、今回の提言内容、民間団体の取組状況等も踏まえながら、関係機関の連携のもと自殺予防対策を充実させていきたい。

7 盲・聾・養護学校における、就業及び職場定着の支援職員の配置

- ① 教育と福祉の連携のもと、在学時から卒業後（2～3年）一定期間のアフターフォローとして、県内の盲・聾・養護学校に、就業及び職場定着の支援職員を配置願いたい。ただし、複数校を担当する等、職員の人数については状況に合わせる。

（回 答）

福祉的なケアに関するノウハウと経験を有する就労支援のための職員が、在学時から卒業後一定期間の生活・就労両面にわたるアフターケアを行うことは、盲・聾・養護学校の生徒が、卒業後、地域社会で自立した生活を送るための大きな支援になるのではないかと考えられる。ただし、県の財政状況が非常に厳しいことから、現在、実施している岩沼高等学園における、生活・就労支援事業の見直しも含め、より低コストで、より望ましい教育と福祉の連携の在り方等について、関係機関とともに検討していきたいと考えている。

8 知的・精神障害者の自立支援に重点をおいた生活保護制度の適正な実施・促進

- ① 救護施設に入所している知的障害・精神障害者、入退院を繰り返す在宅の精神障害者に対し、（ア）支援プログラム作成（イ）トレーニング（ウ）共同生活援助・アパート等への移行支援（エ）アフターフォロー等、社会的自立のための体制を構築願いたい。
- ② メンタルの専門的治療を視野に入れた取り組みを積極的に展開するためには、救護施設利用者の実態に合わせた職員配置を必須とする。

（回 答）

本県の救護施設（太白荘）においては、現在、入所者等の社会的自立の支援にも取り組むこととし、施設利用者の地域生活移行推進事業を重点事業として実施している。今後、指定管理者の自主的・主体的な取り組みも踏まえ、施設管理者を中核とした望ましい体制づくりに向けて検討していく。

救護施設の職員配置については、救護施設等の設備及び運営に関する最低基準に基づき行われているが、太白荘においては入所者の状況に応じて人員を加算して配置しているところである。太白荘の入所者の多くを占める精神障害者等の専門的治療については、施設と医療機関との適切な役割分担・連携により対応していく。

9 地域福祉権利擁護事業の推進

- ① 介護保険法の改正や自立支援法の施行等に伴う、福祉サービス利用援助事業の利用者増が見込まれること、また、利用者の自立支援のためのスキルのひとつである福祉サービス利用援助事業は、重要な事業であることから、福祉サービス利用援助事業の職員（専門員）の配置人数について、4月1日現在での利用者40名超で国庫補助協議という現状の縛りを改正し、利用者40名に達した時点で専門員増員に要する人件費の予算措置を願いたい。

（回 答）

精神・知的障害者の地域生活移行等に伴い本事業に対する需要が高まっている現状を踏まえ、できる限り予算を確保するよう努力しているが、社会保障関係経費の増大や県財政の構造的財源不足から現状の基準に沿った予算確保については厳しい状況にある。

しかし、本事業については、今後も利用者の増加が見込まれることから、基幹的社協や市町村との連携を含めた体制の整備を早急に検討していく。

財団法人宮城県視覚障害者福祉協会からの提案

1 視覚障害者支援関係

- ① 障害者自立支援法について

ア 宮城県内のどこに居住していても、視覚障害者の社会参加が保障されるよう、市町村事業の移動支援事業について、十分な予算措置を講じる必要がある。

イ 定率負担の軽減策を県として講じる必要がある。

ウ 制度変更に当たっては、行政として十分な情報提供を視覚障害者に対して行い、説明責任を果たす必要がある。

エ 障害程度区分認定にあたって、視覚障害のハンディキャップを充分考慮する必要がある。また、審査会に視覚障害について熟知している委員を必ず入れる必要がある。

オ 視覚障害者にとってのガイドヘルパーは移動支援の役割と同時にコミュニケーションをとる手段としても極めて重要である。このような障害の特性から、研修要件をはずすと大幅な質の低下につながるため、視覚障害者のガイドヘルプに関する研修の機会を大幅に増やす必要がある。

カ 移動支援事業における定率負担の導入は行わないよう、市町村を指導する必要がある。

キ 社会参加上必要不可欠な、外出の範囲を不当に限定しないよう、市町村を指導する必要がある。

(回答)

ア 移動支援事業については、市町村の地域生活支援事業であり、市町村に対してはこれまでの実績を踏まえ利用者ニーズを的確に把握の上で実施するように指導している。

イ 利用者負担の軽減は、県では、法制度の枠組の中で対応すべきものの観点から、独自の利用実態調査を行うとともに、国に対して、早期の全国調査と必要な見直しを図るように、働きかけを行ってきたところであるが、今般、国においては、こうした要望に沿った形で、障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策を講じることとし、その中で「利用者負担の更なる軽減策」が19年度及び20年度の2カ年に亘って図られることとなっている。県としては、今後も、専門性の高い相談支援や広域的な対応が必要な支援事業等を重点的に実施することで、県としての役割を果たしていきたい。

ウ 関係団体等への新制度の説明会は、今までも随時行ってきたところであるが、今後、説明内容等について検討を行うなど、より適切なものにしていきたい。

エ 審査会委員は、障害当事者を含め保健福祉の学識経験を有し、中立かつ公正な審査を行える方を、各市町村において任命しているものである。

オ ガイドヘルパー研修実施の根拠となる国告示(18.9.29厚生労働省告示第538号)から当研修が削除されたところですが、県では、平成19年4月以降も研修事業者が行う研修の課程としてしていきたいと考えている。

カ 移動支援事業を含む市町村の地域生活支援事業は、市町村が地域の実情に応じて利用者負担額等を決定することになっていることから、県では介入できない。

キ 移動支援事業の実施に際しては、今後ともこれまでの実績を踏まえるなど利用者ニーズを的確に把握し、適切に実施するように市町村を指導していくことと考えている。

② 改称後の宮城県視覚障害者情報センターについて、市町村福祉担当者のセンター機能の理解、及び視覚障害者への情報提供の格差是正を図るため、センターのビジョンについて早急に示す必要がある。

(回答)

県では、視覚障害者情報センターの運営に関して、住民サービスの向上と効率的な運営を図るため指定管理者制度の移行などを検討していく。

③ 視覚障害者(弱視者を含む)の就労促進対策を具体化してください。

ア 宮城県内における各企業の視覚障害者ヘルプスキーパーの採用、及び宮城県自体の法定雇用率達成のため、宮城県庁職員の健康増進を職務とするヘルプスキーパーを県庁内、及び各地方県事務所内に配置し、障害者の雇用促進を推進することが望ましい。

イ 視覚障害者の雇用を安定させるため「ヒューマンアシスタント制度」の期間延長を図る。

ウ 宮城県及び県内市町村における障害者の法定雇用率を達成するとともに、宮城県としても目標値を設定して障害者雇用の推進計画を明確にする必要がある。

(回答)

「宮城県障害者雇用支援のつどい」や障害者雇用優良事業所の知事表彰などを行い、障害者雇用の啓発を図っている。

また、障害者就労・生活サポートセンターの立上げ支援や障害者就職面接会の開催など、障害者の雇用

機会の拡大にも努めている。

今後とも、宮城労働局や関係機関と連携を図り、視覚障害者を含めた障害者全体の雇用推進に努めていく。

なお、県機関（知事部局）では、平成18年6月1日現在において法定雇用率を達成しており（2.22%）、今後も身体障害者を対象とした職員採用選考審査を実施するなどして法定雇用率の確保に努め、身体障害者の雇用促進を図っていきたいと考えている。

また、ヘルスキーパーの配置につきましては、本県を取り巻く財政状況の中、現時点では難しいものと認識している。

④ 宮城県として、県と宮城県視覚障害者福祉協会との間で行っている「視覚障害者施策に関する懇談会」を継続するとともに、総合的な中途視覚障害者リハビリテーションシステムを早期に構築するため、以下の諸点について改善・充実を図る必要がある。

ア 中途視覚障害者が必要とする情報提供について、個別の説明方式による十分な制度説明が実施されるよう、各市町村窓口担当者に対しての支援を強化する。特に、身体障害者手帳交付時・視覚障害者の市町村の担当窓口訪問時については、当該当事者の各種手当等未受給・未申請の有無を確認し、視覚障害者に制度周知が図られるよう、宮城県として市町村を指導・援助する。

イ 宮城県身体障害者巡回更生相談事業にロービジョン相談を取り入れるとともに、宮城県内各圏域における視覚障害者更生相談事業の制度拡充を図る。

ウ 仙台市に設置されている「中途視覚障害者支援センター」を宮城県においても設置し、仙台市在住の視覚障害者と仙台市以外の視覚障害者の格差是正を図る。

エ 宮城県の総合相談支援体制における県視覚障害者情報センター、及び本会の位置づけを明確にする。

オ 移転前のみやぎ障害者雇用センターに設置されていた視覚障害者用機器展示について、代替策のインターネットでの確認は困難なため、別に機器展示常設スペースを設置する。

（回 答）

ア リハビリテーション支援センターが実施している市町村障害福祉担当者職員研修等を通じて今後とも市町村職員の専門的知識の習得や質的な向上が図れるように支援していく。また、視覚障害の身体障害者手帳交付時に音声による福祉ガイドを配布し、本人の制度の理解が深められるように支援している。

イ リハビリテーション支援センターが実施する巡回障害者更生相談事業の中での対応について、今後検討していく。

ウ 視覚障害者情報センターの機能拡充を検討していく中で、必要な支援策も検討していく。

エ 視覚障害者情報センターの指定管理者制度への移行を進める中で、検討していく。

オ 県では新たな常設のスペースを設置することは財政的にも物理的にも困難である。

⑤ 国立塩原視力障害者センターに係る問題について

障害者自立支援法施行に伴う定率負担の導入により、県内の中途視覚障害者は事実上、塩原視力障害者センターの利用が困難となり、三療の資格を取得して、社会復帰を目指す中途視覚障害者の訓練機関としては、宮城県立盲学校以外の選択肢がない状況である。現に、平成18年度、宮城県立盲学校専攻科は初の定員オーバーの状態となっている。しかし、塩原視力障害者センターの大きな役割として、生活訓練の部分が大きく、盲学校で機能を代替するのは極めて困難である。以上により、下記例のような補完施策を明確にする必要がある。

ア 盲導犬協会仙台訓練センターの短期訓練の拡充

イ 視覚障害者を対象としたデイサービス機能の創設

ウ 盲学校の生涯学習機能の大幅拡充

（回 答）

ア 日本盲導犬協会仙台訓練センターでは、年3回、2週間の短期リハビリテーションを実施しているの
で、同センターへ相談願います。

イ デイサービス機能に限らず市町村地域生活支援事業における必要なサービスの実施については、市町村に働きかけている。

ウ 盲学校の生涯学習機能については、同窓会事務局機能と視覚障害者団体からの要望に対する会場提供を実施しているが、今後それ以外に拡充する予定はない。なお、卒業生の進路に関するアンケートは必要に応じ実施しており、今後も継続する予定である。

- ⑥ 宮城県内の視覚障害を有する高齢者等について、生きがいを持ちながら安心して生活を送ることができるよう、社会教育事業への視覚障害者の参加等の施策を拡充する必要がある。

(回 答)

今後とも、県民大学講座においてテキストを音訳テープとして作成するとともに、各市町村に対して音訳ボランティア養成講座の実施を呼びかける等、視覚障害者の方が社会教育事業に参加できる体制の整備を、関係機関とともに検討していきたいと考えている。

- ⑦ 在宅視覚障害者の自立と社会参加を援助するため、以下の諸施策等を早期に実現する必要がある。

ア 活字文書読み取り装置が日常生活用具に指定されていることにより、宮城県が発行する行政文書をSPコード化する。

イ 県内全域で「市町村地域生活支援事業」が円滑に実施されるよう、宮城県として指導を強化するとともに、視覚障害者が地域生活支援センター等の相談支援機関を利用しやすい環境整備を推進し、大幅な地域格差が生じないよう後方支援する。

ウ 県内全市町村において、視覚障害者の「身体障害者相談員」を最低1名以上配置する。また、相談員の認定にあたっては、当事者団体の意見を反映した人選に配慮する。

(回 答)

ア 文書のSPコード化については、障害福祉課からの貴会への通知文書のうち、SPコード変換ソフトでの対応可能な文書（1枚800字程度）については、今後対応していくように努めていく。

イ 県では、市町村が実施する移動支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター事業等の必須事業のほか、利用者ニーズを的確に把握し必要なサービスを実施するように今後とも市町村を指導していく。

ウ 身体障害者相談員の任命については、市町村に権限移譲しているので、その任命については市町村の判断になる。

- ⑧ 災害時における視覚障害者の避難・救助・救援対策を早期に確立し、地域防災担当者の視覚障害者把握・防災と福祉担当の連携・弱視者対応等、円滑なニーズの把握や情報提供を図る必要がある。

(回 答)

災害時要援護者支援対策については、基本的に各市町村が具体的な施策を行うことになるため、県としては、当該市町村に対して、各種支援対策を早期に講じるよう指導・助言していく方針である。

- ⑨ 県が実施している県職員、及び市町村福祉担当職員研修のプログラムに、最低半日、視覚障害者情報センター・盲学校での見学プログラムを併せた視覚障害用の研修内容を取り入れ、職員の障害理解の向上を図る必要がある。

(回 答)

県で実施している職員研修では、新任職員研修のカリキュラムで福祉政策に関する講義及び福祉体験研修を行っている。今後も視覚障害を含め、職員の障害理解向上に努めてまいりたいと考えている。

県が実施している市町村福祉担当者への研修については、その必要性等を検討し、県が研修を委託している県社協と協議したいと考えている。

- ⑩ 中途視覚障害者の増加防止のため、成人に対する眼科検診・早期医療等、失明予防対策を講じる必要がある。

(回 答)

我が国における中途失明の原因の第1位となっているのは、糖尿病網膜症であるが、平成20年度から、医療制度改革に、糖尿病等の生活習慣病対策のため特定健診・保健指導が各医療保険者に義務づけられ、

ハイリスク者への対応が強化されることとなっている。

⑪ 宮城県が各家庭に配布する文書類や、県民に提供しているあらゆる墨字文書類（パンフレット・ホームページ等）について、弱視者が利用できるよう拡大文字で作成するとともに、点字化・音声化を速やかに行い、配布を希望する視覚障害者に配布する。また、インターネットでも情報を入手できるように配慮する必要がある。

ア 届出・調査回答・請願陳情等、点字提出の場合も受け付ける。

イ 上記アについて、各市町村に対する指導等を強化する。

ウ 視覚障害者のニーズの高い公営住宅の募集については、一般県民と同等の情報が視覚障害者にも提供されるべきであり、以下について実施する必要がある。

(ア) 拡大文字版については、単なる拡大コピーではなく、弱視者が読みやすいA4又はB5の形態で全文掲載し発行する。

(イ) 点字・拡大文字・テープにて配布できるよう、必要な予算措置を講じる。

(ウ) 活字文字読み取り装置に対応したSPコード化の印刷方式で発行する。

(回 答)

県では、「みやぎ県政だより」について、希望される方に対して音声や点字版を配布している。

ア 県への提出書類で点字による提出が可能な場合もありますので、担当課に事前に相談願います。なお、点字のみの書類の提出の場合には担当課での対応が直ちにできない場合、墨字への書き換えが必要となりますので、取り急ぎの場合などには障害福祉課へも御相談願います。

イ 市町村ごとに文書の取扱いが異なりますので、それぞれの市町村に御相談願います。

ウ 県営住宅の募集に関しては、県内一円にわたっていることから、希望する地域の県営住宅の募集に関し、直接電話等で相談・照会してもらい、それに対して親切丁寧に対処することが視覚障害者に対して最も良いサービスの提供と考えている。

⑫ 全ての視覚障害者が参政権を行使できるよう、手段を講じる必要がある。

ア 在宅点字投票制度の復活を早期に実現するよう、国に要望する。

イ 墨字も点字も読み書きできない視覚障害者の増加に対し、希望する者に選挙公報の録音版の製作・配付を行う。

ウ 各投票所に設置されている点字器の整備・点検を実施する。

エ 電子投票制度導入の際は、視覚障害者が電子投票にスムーズに参加できるよう、情報周知や体験会の企画・機器類の整備等、十分な準備と配慮を行う。

(回 答)

ア 在宅点字投票制度復活につきましては、都道府県選挙管理委員会連合会を通じ、国、政府に法改正の要望を行っている。

イ 選挙公報の録音版制作・配布につきましては、広報の内容によっては、公正な取り扱いができない場合もあることから、慎重に対応を検討していく。

ウ 投票所における点字器の点検・整備につきましては、各市町村選挙管理委員会を招集した会議等で、周知していく。

エ 電子投票導入時の視覚障害者への配慮につきましては、導入を検討している市町村選挙管理委員会には、配慮を行うよう助言していく。

⑬ 点字図書給付事業について、施設入所者の利用・タイトル数や冊数の制限撤廃・雑誌類の給付対象化等、改善・充実を図る必要がある。また、現在の複雑な給付手続きについて、各市町村の窓口が代行する等、利用者負担を軽減できるよう、県として指導・援助を行う。

(回 答)

点字図書給付事業については、平成18年10月からの市町村地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業に含まれ、その手続きや利用者負担については市町村が決定することになっている。

- ⑭ 公的機関や一般利用施設を視覚障害者が利用しやすいものとなるよう、環境整備を行う必要がある。
特に、施設を利用する際の費用負担の軽減や盲導犬の利用、及び高齢者や女性等が活動するために必要な整備の充実を図る必要がある。

(回 答)

平成17年12月に「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則」(整備基準等)を改正し、小さな子ども連れ親子への対応など、より広範囲の施設利用者への対応を図ったところであり、今後もバリアフリーの推進に取り組んでいく。

- ⑮ 視覚障害者の文化・スポーツ活動の機会を一層拡大するためには、各種全国大会の参加費用への助成を行う必要がある。

(回 答)

全国障害者スポーツ大会への宮城県選手団派遣事業を実施しており、同大会へ選手及び役員を派遣している。

- ⑯ 補装具・日常生活用具の費用負担について、償還払いとしない方策を講じる必要がある。

(回 答)

補装具費については、県内全市町村で償還払い方式ではなく代理受領方式を採用している。

また、日常生活用具については市町村地域生活支援事業であることから、利用者負担額及び負担方法については市町村が地域の実情に応じて定めることとなっているが、こちらも全額を一時的に立て替える制度は採用していない。